

【表紙】

【発行登録追補書類番号】6－関東1－7

【提出書類】発行登録追補書類

【提出先】中国財務局長

【提出日】2026年7月17日

【会社名】中国電力株式会社

【英訳名】The Chugoku Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】代表取締役社長執行役員 中川 賢剛

【本店の所在の場所】広島市中区小町4番33号

【電話番号】082(241)0211(代表)

【事務連絡者氏名】経営管理部門 経営計画部（財務グループ）
マネージャー 岡本 志朗

【最寄りの連絡場所】広島市中区小町4番33号

【電話番号】082(241)0211(代表)

【事務連絡者氏名】経営管理部門 経営計画部（財務グループ）
マネージャー 岡本 志朗

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】社債

【今回の募集金額】10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年8月9日
効力発生日	2024年8月19日
有効期限	2026年8月18日
発行登録番号	6－関東1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 710,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
6－関東1－1	2024年9月5日	11,000百万円	—	—
6－関東1－2	2024年10月4日	49,200百万円	—	—
6－関東1－3	2025年3月7日	25,000百万円	—	—
6－関東1－4	2025年5月23日	40,000百万円	—	—
6－関東1－5	2026年5月21日	15,000百万円	—	—
6－関東1－6	2026年5月26日	10,000百万円	—	—
実績合計額(円)		150,200百万円 (150,200百万円)	減額総額(円)	(なし)

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）559,800百万円
(559,800百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

－円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【証券情報】**第1 【募集要項】****1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】**

銘柄	中国電力株式会社第471回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジションボンド）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	10,000百万円
各社債の金額(円)	100万円
発行価額の総額(円)	10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年3.264%
利払日	毎年1月25日及び7月25日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2027年1月25日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月及び7月の各25日にその日までの前半か年分を支払う。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するとき、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記((注)「10 元利金の支払」)記載のとおり。
償還期限	2036年7月25日
償還の方法	1 償還価額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2036年7月25日にその総額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記((注)「10 元利金の支払」)記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年7月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年7月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	1 担保提供制限 (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 (2) 前号に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。 2 担保提供制限の例外 当社が、合併または会社法第2条第29号に定める吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社または吸収分割会社が国内で発行した社債を承継する場合は、前項第(1)号は適用されない。
財務上の特約(その他の条項)	1 担保付社債への切換 (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。 (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または前号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。 (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本項第(1)号により本社債のために担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項及び別記((注)「4 社債管理者への通知」)第(2)号は適用されない。 2 担保提供に関する事項 別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または前項第(1)号により本社債のために担保権を設定する場合、当社が国内で既に発行した電気事業法に基づく一般担保が付された社債の社債権者に不利益を与えない範囲に止めるものとする。

(注)

1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当社はR&IからA+の信用格付を2026年7月17日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体を負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ

(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I:電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからAAの信用格付を2026年7月17日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度についてのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ

(<https://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR:電話番号03-3544-7013

2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。ただし、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項第(1)号により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本(注)3第(2)号に該当しても期限の利益を失わない。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号乃至第(3)号の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項第(2)号、本(注)4、本(注)5、本(注)6及び本(注)8の規定に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会へ提出する旨の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適當であると認めたとき。

4 社債管理者への通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに記載事項に変更が生じたとき

は、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。

- (2) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債のために担保権を設定する場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。ただし、当該書面による通知については、当社が有価証券上場規程に定める適時開示を行った旨、または官報もしくは本(注)8に定める方法により公告を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知する場合は省略することができる。
 - ① 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
 - ② 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
 - ③ 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
 - ④ 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転（いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。）をしようとするとき。

5 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

6 社債管理者への事業概況等の報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該通知については、当社が次号に定める書類の提出を行った場合は当該通知を省略することができる。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書並びにそれら添付書類及び訂正報告書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお、本社債発行後に金融商品取引法（関連法令を含む。）の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

7 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者保護手続において、社債権者集会の手続によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

8 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

9 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)8に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入

しない。)の10分の1以上に当たる社債を有する本種類の社債の社債権者は社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当会社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

11 発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	10,000	1 引受人は本社債の全額につき引受けならびに募集の取扱を行い、応募額が、その全額に達しない場合は、その残額を引受ける。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。
計	—	10,000	—

(2) 【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間500,000円を支払うこととする。
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	38	9,962

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,962百万円は、太陽光の再生可能エネルギー（営農型太陽光発電を含む）の開発・建設・運営・改修及び再生可能エネルギーの普及拡大に貢献する電力ネットワークの強化・高度化にかかる新規投資並びにリファイナンスに2028年3月末までに充当する予定である。

第2 【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

トランジションボンドとしての適合性について

当社は、以下の通り、サステナブル・ファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定しました。当社は、本フレームワークに対する第三者評価として株式会社日本格付研究所(JCR)より、本フレームワークが以下の原則等に適合する旨のセカンド・パーティ・オピニオンの評価を取得しております。なお、適用または参照される基準等は調達手法（ボンド／ローン）において異なります。

- ・クライメート・トランジション・ボンド・ガイドライン
- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2025
- ・トランジション・ローン・ガイド
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針2025年版
- ・グリーンボンド原則2025
- ・グリーンローン原則2025
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則2024
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則2025
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2024年版
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2024年版

クライメート・トランジション戦略等に関する開示事項

1 資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス

1.1 中国電力グループの2050年カーボンニュートラル実現への取り組み

当社グループは2021年2月に「2050年カーボンニュートラル」の実現に挑戦していくことを表明しました。2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、「エネルギーの脱炭素化」と「お客さま・地域の脱炭素化」の2本柱で取り組みを進めています。

当社グループは中国地域を基盤とする企業として、事業活動に伴う環境負荷の低減を図るため、環境保全に関する取り組みを推進してきましたが、この度、国の環境政策の動向等を踏まえ、さらに環境経営を推進していく観点から「中国電力グループ環境経営方針」を新たに策定しました。

<中国電力グループ環境経営方針>

方針

- ◆「2050年カーボンニュートラル」に挑戦します
- ◆循環型社会の形成を推進します
- ◆自然との共生に貢献します
- ◆環境経営の基盤となる取り組みを充実します



- 中国電力グループのこれまでの環境負荷低減に向けた取り組みを「2050年カーボンニュートラルへの挑戦」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」の3テーマに整理し、環境経営を推進する姿を植物の葉の成長として表現しています。
- 環境経営の推進には、環境マネジメントの充実とステークホルダーとの環境コミュニケーションが不可欠であるため、3テーマの取り組みを育てていくための土壌として表現しています。

1.2 2050年カーボンニュートラル実現に向けた重点施策

当社グループは、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、下記の通り重点施策に取り組んでいきます。

地球温暖化対策の柱となる原子力発電では、2025年1月に営業運転を再開した島根原子力発電所2号機の安定運転、および安全確保を大前提とした2030年度までの同3号機の営業運転開始に向けて取り組み、さらに将来にわたる重要な電源として、上関原子力発電所の建設に向けた取り組みも進めていきます。

また、再生可能エネルギーの新規導入や調整力確保を積極的に進めるとともに、火力発電のトランジションを着実に進めていきます。

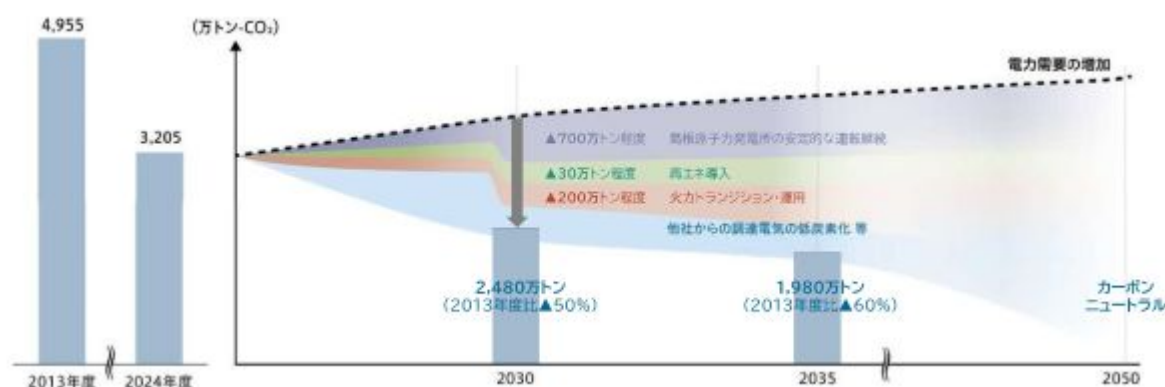
その他にも、非化石電源を活用した料金メニューや太陽光、PPAサービスの拡大をはじめ、脱炭素化への取り組みを通じた地域の課題解決に資するサービスの検討を進めていきます。

<重点施策>



※1 諸条件が整った段階で、本格運用に向けた対応を進める ※2 送電率は容量ベースで記載 ※3 石炭ガス化燃料電池複合発電 ※4 分譲・貯蔵したCO₂の利用
注 現時点において、実用化に向けた技術開発の進展が確実である上記の機軸に重点的に取り組む。今後の技術開発動向等を踏まえ、施策の評価・見直しを適宜行う

<サプライチェーンGHG排出量目標達成に向けた取り組み>



1.3 2050年カーボンニュートラルへ向けた目標と指標

当社グループは、新たな目標として、グループ全体のサプライチェーンGHG排出量（Scope1+2+3）を2013年度比で2030年度に50%、2035年度に60%削減する目標を設定しました。サプライチェーンGHG排出量の削減に向けては、再生可能エネルギー・原子力発電・火力発電を適切に組み合わせ、2030年度および2035年度目標の達成を目指します。

また、当社個社の目標として、小売事業・発電事業ともにCO₂排出量を2013年度比で2030年度に50%削減させる目標も継続し、目標達成に向けた重点施策を推進していきます。

サステナビリティ目標（社会価値）

E	環境	グループ目標	カーボンニュートラル・循環型社会の形成・自然との共生の統合的な推進
		中国電力 各社目標	サプライチェーン GHG 排出量 (Scope1+2+3) 2030年度 50%削減 2035年度 60%削減(2013年度比) 小売事業・発電事業ともに2030年度 CO ₂ 排出量 50%削減(2013年度比) ※2035年度に向けては、グループ全体の目標であるサプライチェーンGHG排出量60%削減(2013年度比)の達成に向けて取り組む
S	地域・社会	グループ目標	地域・社会からの信頼獲得
		中国電力 各社目標	中国電力への信頼度 75%以上 (WEB調査における企業イメージ「信頼できる」の肯定率) 地域の課題解決に向けた共創活動の推進および地域・社会とのコミュニケーションの充実
G	ガバナンス	グループ目標	多様な人材の活躍と従業員エンゲージメントの向上
		中国電力 各社目標	課長以上女性比率 社員の女性比率(20%以上)と同等 従業員エンゲージメント70%以上(肯定回答率)
G	ガバナンス	グループ目標	公平性、透明性かつ実効性のあるガバナンスの構築
		中国電力 各社目標	社外取締役比率 50%以上 女性取締役比率 30%以上

1.4 サステナビリティ経営の推進体制（ガバナンス）

サステナビリティ課題への対応については、「中国電力グループ経営ビジョン2040」や「エネルギーグループ企業行動憲章」に掲げる項目の実現に向け、「中国電力グループ中期経営計画2026-2030」において具体的な施策を策定のうえ進捗管理を行い、原則毎週開催する経営会議や、通常月1回開催する取締役会に定期的に付議し、PDCAサイクルを回しています。

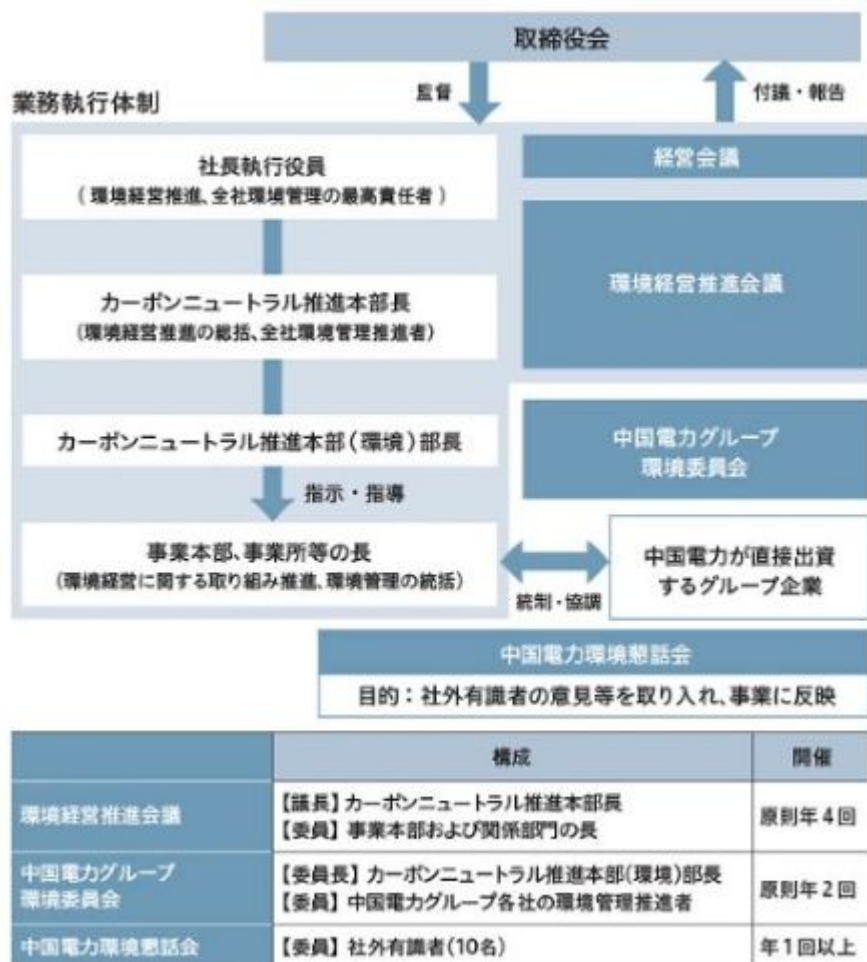
また、各施策の具体的な取り組みは、主管となる各組織を中心に推進しており、特に組織横断的な検討を要するものについては会議体を設置し対応しています。各種会議・会議体は、サステナビリティ課題への対応状況について、経営会議や取締役会に適時・適切なタイミングで付議しています。

1.5 環境経営の推進体制

「中国電力グループ環境経営方針」に基づき、当社グループは環境経営に係る計画等を一体的に審議する「環境経営推進会議」を新たに設置しました。引き続き、環境経営の推進および環境管理の最高責任者である社長のもと、カーボンニュートラル推進本部長が全社を総括していきます。

各会議における審議結果を適切に環境経営に反映することで、環境関連の方針に基づく取り組みを引き続きグループ一体となって推進します。

取締役会は、社長から環境に関する取り組みの実施状況等について報告を受け、環境管理を含む環境関連の職務執行を監督しています。



なお、当社はグループ全体のリスク管理を総括する組織としてリスク管理部門を設置し、リスク管理体制のもと、グループ全体のリスク管理の推進・支援にあたっています。

各業務主管部門は、リスク管理の必要性・重要性を念頭に置き、気候変動リスクを含め、主体的に主管業務に関するリスクの把握・評価を行い、発生を予見できるリスクについては未然防止・早期発見に重点を置いて管理を行っています。また、発生を予見することが困難なリスクについては、発生後の影響を最小限に食い止める活動に重点を置き、このようなリスクが顕在化した場合には、その影響を矮小化することなく、さまざまなステークホルダーの立場から見た必要かつ迅速な対応を行っています。

リスク管理部門は、グループ全体のリスクを把握するとともに、各々のリスクの影響度・発生可能性の観点から重要性を評価しており、特に事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があるものを「経営が優先的に監視するリスク」として位置づけ、その管理状況等を経営会議に付議し、取締役会にも報告しています。

また、内部監査部門は、各業務主管部門においてリスクを管理するための内部統制が有効に機能していることを確認・評価しています。

2 ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ

当社グループは、「中国電力グループ経営ビジョン2040」で設定した「目指す姿」の実現に向けて重点的に取り組むテーマ（マテリアリティ）として、「エネルギー事業の継続的進化」「地域・社会課題解決に向けたグループ総合力による提供価値の拡大」「多様な人材が活躍できる環境づくり」「企業価値向上を実現するための経営基盤強化」を設定しました。

これらマテリアリティに対応する主要課題として、気候変動に関連するものとしては「エネルギーの安定的な提供と脱炭素化」「安全確保を大前提とした原子力発電の活用」「新たなメニュー・サービスの開発」「地域のGXのけん引」等が該当します。これらに対して、「中国電力グループ中期経営計画2026-2030」の中で取り組みを進めています。



3 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略

当社グループのトランジション戦略は、2050年カーボンニュートラルの実現を長期目標に掲げる、経済産業省および資源エネルギー庁の「電力分野のトランジション・ロードマップ」（2022年2月策定、2025年11月更新）と整合しています。

当該分野別ロードマップは、我が国の2050年カーボンニュートラル実現に向けて、科学的根拠に基づいて、現状利用可能な着実な低炭素への取り組みに加え、将来的な革新技術についても、第7次エネルギー基本計画やNDC（国が決定する貢献）、GX2040ビジョンを始めとする国内の各政策および国際的なシナリオ等を参照し、背景や時間軸とともに表しているものであり、これに整合する当社トランジション戦略についても科学的根拠を有するものと考えます。

4 実施の透明性

当社は、脱炭素関連投資として2026～2030年度に計1.5兆円程度の投資を計画しており、うち、原子力8,000億円程度、再エネ800億円程度、火力700億円程度、送配電5,500億円程度を計画しています。

		2026-2030年度	2031-2035年度
脱炭素関連投資	電源	原子力	8,000億円程度
		再エネ	800億円程度
		火力	700億円程度
	送配電事業		5,500億円程度
	計*		1.5兆円程度

島根3号機の稼働後は、経済性・環境性およびリスクの評価を実施することで施策に優先順位を付けつつ、資金調達手法の多様化も含め戦略的に投資先を選択する。

2050年カーボンニュートラル実現に向けた重点施策に従い、安全確保を大前提とした原子力発電の稼働、再生可能エネルギーの導入拡大、火力のトランジション、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う系統面での設備対策等、各事業領域で対策を講じていきます。

投資実績については各種媒体において開示しており、今後も、透明性を確保するよう、情報の開示を進めていきます。

投資計画の実行にあたり、当社は公正な移行およびDNSH（Do No Significant Harm）に留意し、環境面及び社会面で持続的な経済活動を推進していきます。

また、気候変動以外にも、廃棄物の発生抑制、3Rの推進、環境アセスメントの実施を含む地域特性に応じた生物多様性への配慮等、地球環境への負荷低減に様々な面から取り組んでいきます。

資金使途特定型ファイナンスに関する開示事項**1 調達資金の使途**

グリーン／トランジション・ファイナンスにより調達した資金は、以下の適格クライテリアに該当するプロジェクト（適格プロジェクト）に対する新規投資およびファイナンスに充当します。

リファイナンスについては、ファイナンスの実行日から遡って36ヶ月以内に支出、出資または運転開始した事業を対象とします。

<グリーンプロジェクト>

適格クライテリア	プロジェクト概要
再生可能エネルギー	再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力・バイオマス）の開発・建設・運営・改修 蓄電池の導入
原子力	原子力発電所（新設・既設）の稼働に必要な投資（新規制基準への対応・運営・改修等） 最新鋭技術にかかる研究開発
データセンター	PUE1.4以下のデータセンターの建設・取得・改修にかかる投資
その他事業領域 （グリーン）	お客さまや地域の脱炭素化に貢献する取り組みやサービスの提供にかかる投資等（省エネ・CO ₂ 削減コンサルティング、EVソリューションサービス、非化石電源を活用した電気料金メニュー、EMSを活用したサービス）

<クライメート・トランジション・プロジェクト>

上記グリーンプロジェクトに加えて、下記プロジェクト

適格クライテリア	プロジェクト概要
火力	非効率火力発電所の休廃止 高効率LNG火力発電所の開発 火力発電所へのバイオマス混焼実施・拡大 IGCC/IGFCにかかる研究開発・実証（大崎クールジェンプロジェクト等） CCS/CCUSの調査・研究開発・実証事業・設備投資 火力発電所における水素・アンモニア混焼の研究開発・実証・実装
電力ネットワーク	再エネの普及拡大に貢献する電力ネットワークの強化・高度化（ネットワーク設備の新設・保全・更新等、レジリエンス強化、次世代化、需給調整に必要な設備の導入等）
その他事業領域 （トランジション）	地域・港湾・コンビナートの脱炭素化に向けたサービス提案

適格プロジェクトは、潜在的にネガティブな環境面・社会面の影響に配慮しているものであり、当社の定める事業導入手順等に従って、対象設備・案件において設置国・地域・自治体で求められる設備認定・許可の取得、環境アセスメントの手続きおよびその他の環境影響評価活動等が適切に実施されることを確認した上で進められます。

特に、発電所の建設や改修にあたっては、環境面では規模や内容等に応じて環境影響評価法に基づく環境影響評価等を実施し、環境面への配慮事項がある場合は適切に計画に反映します。また、設備面では電気事業法等の各種関係法令に基づく手続きを適正に実施し、技術基準をクリアしたうえで建設工事に着手します。

原子力発電所の使用済み燃料の再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律及び関連法に基づき、ガラス固化体として地上施設で保管・冷却した後、安定した岩盤に処分（地層処分）することとしています。処分事業は同法及び関連法令に基づき、国の認可を受けた「原子力発電環境整備機構（NUMO）」が実施します。

バイオマス燃料を将来的に活用していくためには、燃料の安定調達や持続可能性の確保が重要となります。適格プロジェクトにて使用するバイオマス燃料は、持続可能性にかかる認証を取得したものを前提に検討します。

当社のクライメート・トランジション・プロジェクトは、第7次エネルギー基本計画や電力分野のトランジション・ロードマップにおいて、日本のエネルギー安定供給における重要なエネルギー源や設備であると位置づけられたものに該当し、また、当社のトランジション戦略における重要な取り組みとして定めているものです。これらは、2050年までの脱炭素化やフェーズアウトを目指すものの、現時点では経済的・技術的にその実現が困難である一方、実施時点でのCO2排出削減や当社グループの2030年度・2035年度のサプライチェーンGHG排出削減目標の達成に貢献するものを対象に含みます。

2 プロジェクトの評価および選定のプロセス

資金使途とする適格プロジェクトは、経営管理部門財務グループが適格クライテリアに適合するプロジェクト候補を選定し、財務グループおよび社内関係部署にて当該プロジェクトが適格クライテリアに適合していることを確認した上で、最終決定します。

3 調達資金の管理

グリーン／トランジション・ファイナンスにより調達した資金は、経営管理部門財務グループが内部管理システムおよび専用の帳簿を用い、適格プロジェクトの合計額がファイナンスによる調達額を下回らないように管理し、財務グループマネージャーが確認します。

当社の関係会社等が実施主体となるプロジェクトについては、当社から当該関係会社等に対して投融資を実施するとともに、充当状況は内部管理システムおよび専用の帳簿を用いて管理します。

未充当資金がある場合には、現金または現金同等物にて管理します。

4 レポーティング

グリーン／トランジション・ファイナンスにより調達した資金の全額が充当されるまでの間、守秘義務の範囲内、かつ、合理的に実行可能な限りにおいて、調達資金の充当状況および環境改善効果として当社が定める内容の全てまたは一部について、統合報告書または当社ウェブサイトにて年次で開示、もしくは貸し手に対して開示（ローンの場合のみ）します。

ファイナンス期間中、資金充当状況やインパクトに重大な変化があった場合には、その旨を開示する予定です。

<資金充当状況のレポーティング>

充当金額

未充当金の残高

調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（または割合）

<インパクト・レポーティング>

インパクト・レポーティングに際しては、下記に例示された内容の全てまたは一部を開示する予定ですが、資金充当対象とするプロジェクトに応じて変更することがあります。

環境改善効果については、可能な限り定量的な開示を目指すものの、プロジェクトの状況や性質等により定量的な開示が困難な場合、定性的な開示のみとすることがあります。

適格クライテリア	インパクト・レポーティング項目例
再生可能エネルギー (発電設備)	再生可能エネルギー種別の設備容量 (kW) 再生可能エネルギー種別の年間CO2排出削減量 (t-CO ₂ /年)
再生可能エネルギー (蓄電池)	導入容量 (kW) 年間CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂ /年)
原子力	プロジェクト概要 (設備・研究開発等) 設備容量 (kW) 年間CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂ /年)
データセンター	プロジェクト概要 データセンターのPUE値 年間CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂ /年)

その他事業領域 (グリーン)	プロジェクト概要 対象資産の導入件数・容量等 年間CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂ /年)
火力	プロジェクト概要 (設備・研究開発等) 設備容量 (kW) 年間CO ₂ 排出削減量 (t-CO ₂ /年)
電力ネットワーク (電力ネットワークの強化・高度化)	設備投資等の状況 (再生可能エネルギーの普及拡大に資する設備投資例もしくは設備投資総額等) 中国電力ネットワーク株式会社サービス区域内の再生可能エネルギーの申込状況 (接続済容量 (kW))
電力ネットワーク (その他)	プロジェクト概要 対象資産の導入件数・容量等
その他事業領域 (トランジション)	プロジェクト概要 対象資産の導入件数・容量等

資金使途不特定型ファイナンスに関する開示事項

1 KPIの選定およびSPTの設定

本フレームワークでは、「2050年カーボンニュートラル」への挑戦に向けて設定した目標である当社グループの「サプライチェーンGHG排出量 (Scope1+2+3)」及び「小売電気事業におけるCO₂排出量」をKPIとし、これに対する以下のSPTを設定しました。ファイナンスの都度、下記のKPIおよびSPTのうち、1つ以上を採用します。

KPI	SPT
KPI1: サプライチェーンGHG排出量 (Scope1+2+3)	SPT1-1: 2030年度に50%削減 (2013年度比) SPT1-2: 2035年度に60%削減 (2013年度比)
KPI2: 小売電気事業におけるCO ₂ 排出量	SPT2-1: 2030年度に半減 (2013年度比)

当社グループは、「中国電力グループ経営ビジョン2040」で定めた主要課題として「エネルギーの安定的な提供と脱炭素化」等を掲げています。当社グループは、エネルギー供給を通じた脱炭素社会の実現と地域の発展およびカーボンニュートラル実現に向けた技術の開発に取り組み、持続的な社会の実現に挑戦していきます。

また、中国地域を基盤とする事業者として、地域の皆さまと相互に協力し、地域のカーボンニュートラルに貢献していく方針であり、上記KPIは「中国電力グループ環境経営方針」、「中国電力グループ経営ビジョン2040」、および「中国電力グループ『2050年カーボンニュートラル』への挑戦」の目標達成に資する有意義な指標であると考えています。

SPTは、日本のNDCとも整合し、KPIの大幅な改善に結びつくと同時に、野心的な設定であると考えています。

電力需給状況により当社グループの発電電力量に変動が生じることや、電力供給力確保の観点から十分に配慮して取り組みを実施する必要があること等から、当社グループのサプライチェーンGHG排出量や当社小売電気事業におけるCO₂排出量は必ずしも直線的に減少せず、年単位で前後する可能性があります。このため、当社では毎年次のSPTを設定していませんが、ファイナンス毎に、ファイナンス期間を勘案したマイルストーンSPTを別途定めることがあります。

2 債券またはローンの特性（経済条件）

本フレームワークに基づくトランジション・リンク・ファイナンスでは、SPTの達成状況に応じて財務的・構造的特性が変化する予定です。

財務的・構造的特性の変化には、利率のステップ・アップまたはステップ・ダウン、環境保全活動等を目的とする団体等への寄付、クレジット購入等が含まれますが、これらに限られません。

なお、トランジション・リンク・ファイナンスの実行時点で予見し得ない状況により、KPIの定義やSPTの設定、および前提条件が変更となった場合には、変更内容の説明について開示する予定です。

また、SPTの設定等に重大な変更があった場合、当社はこれら変更内容を踏まえた従来評価基準と同等以上の野心度合いのSPTを設定すること等について関係者と協議し、必要に応じて第三者評価機関より第三者評価を取得する予定です。

3 レポートニングと検証

当社は、KPIのパフォーマンスについて、統合報告書または当社ウェブサイト上において、年次のレポートニングの開示、もしくは貸し手に対しての開示（ローンの場合のみ）を予定しています。

なお、環境情報の信頼性を高めるため、上記サプライチェーンGHG排出量および小売電気事業におけるCO₂排出量に対し第三者保証を受ける予定です。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第102期(自2025年4月1日 至2026年3月31日) 2026年6月23日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2026年7月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年6月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2026年7月17日）までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

当該有価証券報告書に記載された将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日（2026年7月17日）現在においてその判断に変更はありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

中国電力株式会社 本店

（広島市中区小町4番33号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし